

し協議の結果左の款項書を作成し交渉委員四名（選挙手続
瀬丈夫外三名）の代表者を以て会社に交渉することゝまつ
た。

敬 願 書

- 一、従来の本給一割を減し精勵賞六割を支給すること、
- 二、従来の勤務時間（十二時間）を十時間に短縮すること、
- 三、女車掌の本給は電車々奉並に支給すること
但精勵賞は六割支給のこと
- 四、各自服体時間を出勤簿に記入のこと
- 五、突然に服体したる場合には精勵賞を支給し出勤簿に記入す
ること
- 六、従業員に各傷制度を設けること
- 七、争議解決後の減賞は絶対反対
- 八、男車掌に精勵賞與（六割）及各休手當を支給すること

- 九、争議中日給の全額を支給し尚争議費用を会社負担のこと
- 十二、争議の経過

争議開始の経緯

國家社會黨大牟田支部に於ては本争議を指導し黨勢擴張を
圖らんとして態度を申込たるも、争議開始に於ては外部の應
答は却つて事態を悪化するものとして之を推進したので、
同黨にては独自の立場より之を援助する為別紙の如き「レ
ター」を市内各所に配布したのである。

かくて争議開始に於ては二十一日午後四時過ぎ交渉委員を以て
會社側に前記の款項書を提出し自動車部従業員の苦境を訴
へたのである。

會社側の態度

現在會社の自動車部は市内並線（四線）の外線本線（
二線）の六線にして、營業の結果電車乗務員中自動車部